

令和 5 年 3 月 8 日

関 係 各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

津少年鑑別所に対する協力要請要領の改正について（通達）

非行等の問題を抱える少年の立ち直り支援については、令和3年7月29日に、本県警察と津少年鑑別所の間において、少年の立ち直り支援活動に関する協定を締結し、「津少年鑑別所（三重法務少年支援センター）に対する協力要請要領の制定について（通達）」（令和3年7月30日付け少発第226号。（以下旧通達という。））のとおり運用しているところであるが、同要領の所要の見直しを行い、別添のとおり改正し、令和5年3月13日から実施することとしたので、引き続き、この協定の趣旨に沿って相互協力により適正な運用に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達及び「「少年の立ち直り支援活動に関する協定」の締結について（通達）」（令和3年7月30日付け少発第229号）は廃止する。

別添

津少年鑑別所に対する協力要請要領

1 目的

この要領は、少年の立ち直り支援活動に関する協定に基づく、津少年鑑別所への協力要請に必要な事項を定めることを目的とする。

2 津少年鑑別所において実施される心理検査等

警察の要請により、津少年鑑別所の心理と教育の専門職員による心理検査（知能検査、性格検査、発達検査等）、カウンセリング及び助言・指導（以下「検査等」という。）が実施される。

3 支援対象少年

少年の立ち直り支援活動に関する協定（別紙）第2条に定める支援対象少年は、下記(1)から(3)までの少年として警察が立ち直り支援活動を実施する少年のうち、少年課長が検査等を必要と認めた少年をいう。

- (1) 三重県少年警察活動に関する訓令（平成17年三重県警察本部訓令第1号）第20条に定める継続補導の対象となる少年
- (2) 「非行少年を生まない社会づくりの推進について（通達）」（令和4年7月1日付け少発第273号）第1の2(3)に定める支援の対象となる少年
- (3) 「被害少年に対する継続的支援の実施について（通達）」（令和4年7月1日付け少発第277号）2に定める支援の対象となる少年

4 要請等

(1) 警察の要請

ア 支援対象少年を認めた場合には、少年課長又は支援対象少年の住所地を管轄する警察署長（以下「関係所属長」という。）が、本人及び保護者に対し、警察と津少年鑑別所が連携した立ち直り支援活動を実施することについて説明するとともに、検査等の同意を得るものとする。

イ 関係所属長は、本人及び保護者から検査等の同意を得た場合には、本人及び保護者の同意書（様式第1及び様式第2）を徴し、調査票（様式第3）を作成するものとする。

なお、支援対象少年の住所地を管轄する警察署長にあっては、前記の同意書及び調査票を少年課長に送付するものとする。

ウ 少年課長は、協力要請書（様式第4）に同意書の写し及び調査票の写しを添えて津少年鑑別所に送付するものとする。

(2) 津少年鑑別所の措置

ア 津少年鑑別所が、支援対象少年及び保護者との面接の結果、検査不要又は検査不可能と判断した場合には、その旨を津少年鑑別所長から本人及び保護者に説明の上、少年課長に対し、連絡がなされる。

イ 津少年鑑別所が実施した検査等の結果及び講じた措置（以下「検査結果等」という。）については、津少年鑑別所長から少年課長に対し、連絡がなされる。

(3) 立ち直り支援活動の実施

ア 少年課長は、4(1)イで検査等の同意を得た警察署長に4(2)イの検査結果等を連絡するものとする。

イ 関係所属長は、検査結果等を勘案し、支援対象少年の特性に応じた効果的な立ち直り支援活動を実施するものとする。

なお、立ち直り支援活動を実施するに当たり、支援対象少年に係る問題が生じた場合、津少年鑑別所長と情報を共有し、継続的に協力を求めるものとする。

5 秘密の保持

支援対象少年に係る情報は、極めて秘匿性の高い個人情報であることから、少年の立ち直り支援活動に関する協定第1条の目的以外に使用してはならず、その取扱いには慎重を期するものとする。

6 添付資料

「少年の立ち直り支援に関する協定」の写し

様式第 1

ねん がつ にち
年 月 日

どう い しょ ほんにんよう
同 意 書 (本人用)

し めい
氏 名 : _____

じゅう しょ
住 所 : _____

わたし み え け ん けいさつ つ しょうねんかんべつしょ きょうてい せつめい う ないよう り かい
私 は、三重県警察と津少年鑑別所の協 定について説明を受け、その内容を理解しまし
た。

わたし し え ん ひつよう か き じこう どうい
私 の支援のために必要な下記の事項について同意します。

記

- 1 つ しょうねんかんべつしょ めんせつ しんりけんさ う
津少年鑑別所において、面接・心理検査を受けること。
- 2 つ しょうねんかんべつしょ み え け ん けいさつ めんせつ しんりけんさ けっか じょうほう ていきょう
津少年鑑別所から三重県警察に面接や心理検査の結果などの情 報を提供すること。
- 3 み え け ん けいさつ ほゆう わたし こじんじょうほう つ しょうねんかんべつしょ ていきょう
三重県警察が保有する 私 の個人情 報を、津少年鑑別所に提 供すること。

様式第 2

ねん がつ にち
年 月 日

どう い しょ ほごしやよう
同 意 書 (保護者用)

し めい
氏 名 : _____

じゅう しょ
住 所 : _____

わたし みえけんけいさつ つしょうねんかんべつしょ きょうてい きょうてい もと しえん ないよう ばあい
私は、三重県警察と津少年鑑別所の協定やその協定に基づく支援の内容、場合によ
つては支援を受けることができないことがあることについて説明を受け、その内容につい
て理解しました。私の しえん ひつよう か き じこう どうい
の支援のために必要な下記の事項について、同意します。

記

- 1 つしょうねんかんべつしょ めんせつ しんりけんさ う
津少年鑑別所において、面接・心理検査を受けること。
- 2 つしょうねんかんべつしょ みえけんけいさつ めんせつ しんりけんさ けっか じょうほう ていきょう
津少年鑑別所から三重県警察に面接や心理検査の結果などの情報を提供すること。
- 3 みえけんけいさつ ほゆう わたし こじんじょうほう つしょうねんかんべつしょ ていきょう
三重県警察が保有する私の個人情報、津少年鑑別所に提供すること。

様式第 3

調 査 票

氏名	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
学職	学生		
	有職		無職
住所			
＜支援に至る経緯＞			
＜少年の生活状況、性格等＞			
＜保護者の要望＞			
家族構成 (保護者等の連絡先:)			
氏名	続柄	生年月日	職業等
＜行動・発達等＞ ○乳幼児健診での指摘 () ○幼稚園・保育園からの指摘等 () ○学校からの指摘等 () ○医療機関の受診歴 ()			
＜備考＞			
＜担当者： TEL (内線) ＞			

様式第 4

年 月 日

津少年鑑別所長 殿

三重県警察本部生活安全部長
(公印省略)

協力要請書

下記の対象少年に対する調査協力を依頼します。

記

- 1 対象少年
氏名：
- 2 添付書類
 - (1) 同意書（様式第 1 及び様式第 2）の写し
 - (2) 調査票（様式第 3）の写し

<担当者>

三重県警察本部
生活安全部少年課

TEL059-222-0110(内線)

少年の立ち直り支援活動に関する協定

三重県警察（以下「甲」という。）と津少年鑑別所（三重法務少年支援センター）（以下「乙」という。）とは、非行等の問題を抱える少年の立ち直り支援活動に係る相互の連携を強化するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密な連携、協力を行うことにより、非行等の問題を抱える少年の立ち直り支援活動と少年の健全育成の一層の推進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、立ち直り支援活動が必要と認める少年（以下「支援対象少年」という。）に対し、本人と保護者の同意を得た上で、次の各項を連携して行う。

- （1）甲は、支援対象少年の立ち直り支援に関し、乙の心理学等専門的な検査や助言が必要であると認めるときは、支援対象少年の情報を乙に提供するなどして、協力を求めることができるものとする。
- （2）乙は、前号の協力依頼を受けたときは、支援対象少年の問題行動の要因等を検査・分析し、その結果を支援対象少年、保護者及び甲に説明するとともに助言を行う。
- （3）甲と乙は、前2号の措置後、支援対象少年に係る問題が生じた場合、必要に応じて、支援対象少年の情報を共有し、協力を求めることができるものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲と乙は、この協定の実施に当たり、知り得た情報について相手方の承認

を得ないで第三者に開示又は提供してはならない。

(協議)

第4条 この協定書に定めのない細目的事項は別に定め、その他疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(効力)

第5条 この協定は、令和3年7月30日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年7月29日

甲 三重県警察本部

生活安全部長

新場重人

乙 津少年鑑別所

所

長

佐藤 健司